

第16回 長崎県知事選挙 投票日 2月5日(日)

投票は午前7時～午後6時まで

平成18年3月1日に任期満了を迎える長崎県知事選挙が平成18年2月5日(日)に執行されます。

投票は、対馬市内127の投票所で、午前7時から午後6時まで(対馬市においては、投票所閉鎖時刻の2時間繰上)を予定しています。

開票は、午後8時45分から「対馬市シャインドームみね」で即日開票されます。

なお、長崎県内では、この長崎県知事選挙と併せて、長崎県議会議員補欠選挙が実施される選挙区があります。(長崎市選挙区・諫早市選挙区・南高来郡選挙区・五島市選挙区の4つの選挙区を予定)

投票ができる人

日本国民で20歳以上の人

(いちばん若い有権者は、昭和61年2月6日までに生まれた人になります)

選挙人名簿に登録されている人

(今回の選挙の登録基準日は、平成18年1月18日ですので、平成17年10月18日までに転入届出をした人が選挙人名簿に登録されます。)

対馬市の選挙人名簿に登録されている人で、転出先の県内市町選挙人名簿に登録されていない人。

対馬市の選挙人名簿に登録されている人で、対馬市から県内に転出した人は「名簿登録地の各支所期日前投票所で投票を行うか」「2月5日の投票日当日に対馬市の名簿登録地の投票所で投票を行うか」または「対馬市の選挙管理委員会に不在者投票の請求を行い、転出先の県内の市町選挙管理委員会において投票するか」のいずれかの手続きでの投票となります。なお、この場合において投票をされる方は、新しい住所地の市町長が発行する「引き続き住所を有する旨の証明書」又は「住民票の写し」が投票するとき必要となります。証明書は新しい住所地の住民登録窓口で発行(無料)されますので、手続きを早めに行ってください。

1月20日以降に県内の新しい住所地に転出される前であれば、転出前に対馬市各支所設置の期日前投票所で投票を行うことができます。この場合、上記の証明書及び住民票の写しは必要ありません。

投票ができない人

対馬市の選挙人名簿に登録されている人で、転出から4ヶ月を経過した人

投票日前日までに県外に転出した人

投票日前日(2月4日)までに死亡された人

ただし、期日前投票を行った方で、その後死亡してもその投票は有効となります。

選挙権停止中の人

市内転居者の投票

平成18年1月11日までに市内転居(対馬市内での異動)の届出をした人は、新しい住所地の投票所で投票することができます。

ただし、平成18年1月12日以降に転居の届出をした人は、前の住所地の投票所で投票することになりますので、お間違えのないようお願いいたします。

投票は
子供の未来
託す鍵

厳原町(今屋敷・田淵・大手橋)にお住まいの方へ

投票所は、「対馬市厳原支所」に変わります

前回の衆議院議員総選挙で厳原第2投票区の投票所として使用していました「対馬ビジターセンター」が平成17年12月をもって休館となり、投票所として使用することができなくなりました。

今回の長崎県知事選挙では、厳原第2投票区を厳原第1投票区に編入して投票を行うこととしています。厳原町今屋敷・田淵・大手橋にお住まいの方の投票所は、「対馬市厳原支所」(旧厳原町役場1階会議室)に変わりますので、お間違えのないようお願いいたします。

期日前投票

投票日当日、何らかの理由で投票所に行って投票できない人は、期日前投票ができます。

期日前投票所（対馬市厳原・美津島・豊玉・峰・上県・上対馬の各支所）に入場券（入場券がなくても本人と確認できれば投票できます）を持参し、宣誓書に記入したのち、投票用紙の交付を受け、候補者氏名を記入し、そのまま投票箱に投函したら終了です。

なお、期日前投票は、各支所において各支所管内の選挙人名簿に登録されている人に限られます。（上対馬支所管内に登録されている人は、上対馬支所でのみ期日前投票ができ、その他の支所においては、期日前投票はできませんのでご注意ください。）

期日前投票のできる期間と場所

期 間 平成18年1月20日（金）～ 同年2月4日（土）までの毎日
時 間 午前8時30分から午後8時まで
投票できる場所（下記の各支所期日前投票所）

対馬市厳原支所 TEL52-1211
" 豊玉支所 TEL58-1111
" 上県支所 TEL84-2311

対馬市美津島支所 TEL54-2271
" 峰 支所 TEL83-0301
" 上対馬支所 TEL86-3111

不在者投票

投票日に次の理由で投票所に行って投票することが出来ない見込みの人（期日前投票者を除く）は、その旨の宣誓と不在者投票用紙の交付請求の手続きを行い、滞在地の選挙管理委員会又は不在者投票指定施設等で不在者投票を行うこととなります。

2月4日までに対馬市を転出し、新しい住所地の県内の市町選挙管理委員会で投票する見込みの人（「引き続き住所を有する旨の証明書」又は「住民票の写し」が必要です。）

選挙期日にわたる観光、病気療養（指定病院等に入院している人を除く）等の旅行で市外に滞在中である人。（対馬市以外の市町村の選挙管理委員会で投票する人）

病院・老人ホームなどの不在者投票指定施設に入院している人（病院長・施設長に不在者投票の請求の申し出を行ってください。）

監獄、少年院等に収容中の人

手続きの方法 （不在者投票の請求）

不在者投票の交付請求は、選挙人の名簿登録地の各支所に対して手続きを行ってください。（たとえば、上対馬支所管内に登録されている人は、上対馬支所のみでの不在者投票の交付請求となりますので、その他の支所においてはできませんので、ご注意ください。ただし、対馬市選挙管理委員会（本庁）に対しては、不在者投票の交付請求をすることはできません。）

転出や旅行等により、転出先及び滞在地で不在者投票しようとする人は、早めに不在者投票の交付請求を行ってください。公示日前でも不在者投票の交付請求は受付けています。

郵便投票

郵便投票証明書をお持ちの方は、郵便投票の請求及び交付手続きを早めに行ってください。請求は、2月1日（水）までです。また、身体障害者で身体障害者手帳に「上肢又は視覚の障害が1級である者」、戦傷病者で戦傷病者手帳に「上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項までである者」として記載されている方は、郵便等による代理記載制度もあります。

なお、郵便投票等による不在者投票についての詳しいことは、対馬市選管及び各支所選挙書記にお気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

期日前投票・不在者投票等の交付請求などの事務手続きについて、詳しいことが知りたいときは、電話でも結構ですので、早め下記までお問い合わせください。
対馬市選挙管理委員会 0920-53-6111 内線416 対馬市各支所選挙書記